

笠間市の給与・定員管理等について

【公表内容は、総務省の公表様式に基づくものです。】

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 81,175	千円 25,718,763	千円 447,676	千円 6,092,017	% 23.7	% 23.3

※1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。また、事業費支弁に係る職員分を含みます。

2 実質収支とは、歳入から歳出を差し引いた収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人あたりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 706	千円 2,758,210	千円 387,004	千円 1,141,786	千円 4,287,000	千円 6,072	千円 6,323

※1 職員手当には、退職手当を含みません。

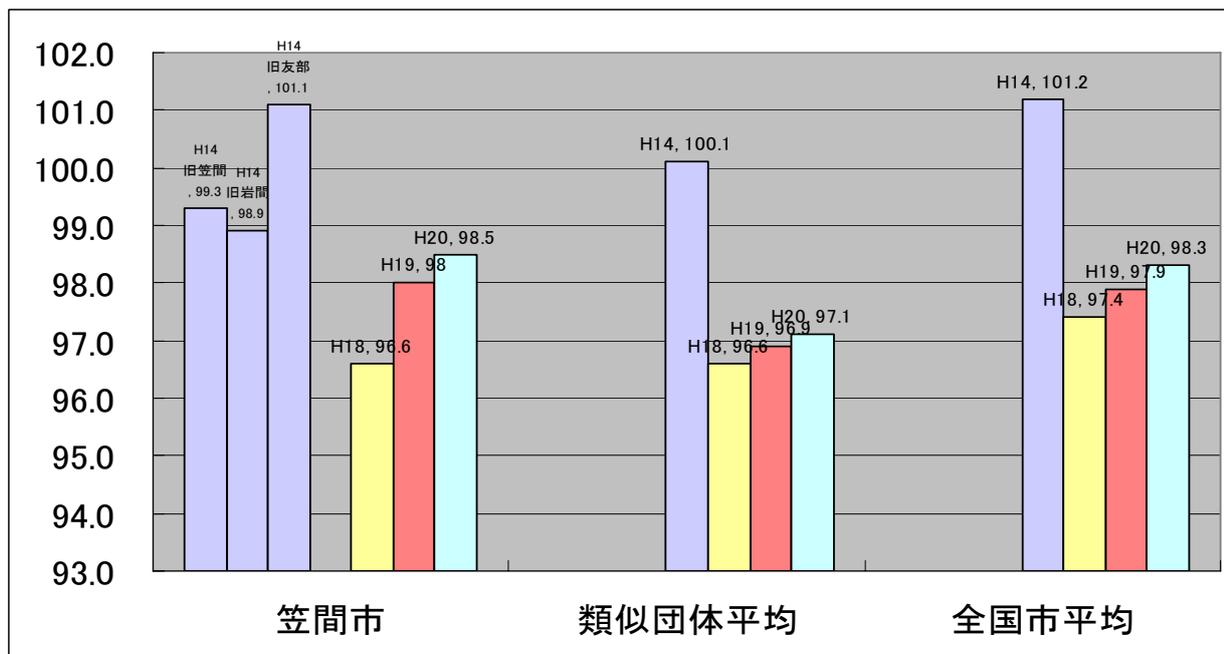
2 給与費は、一般職(市長・副市長・教育長除く)の職員に係る決算額で、事業費支弁に係る職員分を含んでおります。

3 職員数は、平成19年4月1日現在の一般職(市長・副市長・教育長除く)の職員数です。

(3) 特記事項

・平成18年3月19日に笠間市、友部町、岩間町、友部・笠間広域下水道組合、笠間地方広域事務組合(広域斎場除く)が合併いたしました。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※1 過去のラスパイレス指数には、旧笠間市・旧友部町・旧岩間町を掲載しております。

2 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が本市と類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額，初任給等の状況（公営企業職を除く）

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠間市	43歳7月	343,900円	391,681円	365,353円
茨城県	43歳0月	339,361円	416,313円	373,197円
国	41歳1月	325,113円	—	387,506円
類似団体	43歳9月	340,746円	398,421円	373,445円

※ 公営企業職とは，水道事業及び病院事業に従事する職員をいいます。また，一般行政職とは，税務職，福祉職，消防職，技能労務職，教育職などに該当しない職員をいいます。

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
笠間市	50.6歳	72人	288,000円	305,700円	295,227円	—	—	—	—
主な職種	うち給食調理員	31人	296,100円	300,900円	298,264円	調理士	41.7歳	255,800円	1.2
	うち用務員	10人	295,100円	306,000円	301,610円	用務員	53.9歳	225,900円	1.4
	うち運転手	9人	287,000円	350,300円	314,800円	自家用自動車運転手	53.7歳	262,700円	1.3
茨城県	48歳0月	—	329,416円	376,934円	—	—	—	—	—
国	48歳9月	4784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
類似団体	48歳3月	58人	313,102円	341,983円	328,639円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
笠間市	5,013,500円	—円	—
うち給食調理員	4,965,600円	3,764,200円	1.3
うち用務員	4,993,400円	3,227,400円	1.5
うち運転手	5,655,300円	3,691,400円	1.5

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは，それぞれ平均給与月額を1.2倍した

ものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当，民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠間市	44 歳 2 月	325,800 円	337,500 円
茨城県	44 歳 6 月	388,412 円	442,683 円
類似 団 体	44 歳 0 月	342,414 円	366,625 円

④ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠間市	41 歳 5 月	345,700 円	405,900 円	368,489 円
※ 国	41 歳 7 月	327,391 円	—	377,402 円
類似 団 体	40 歳 0 月	320,532 円	391,643 円	355,526 円

※ 公安職

※1 「平均給料月額」とは，平成20年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また，「平均給与月額(国ベース)」は，国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから，比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		笠間市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	166,173 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	135,197 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	130,854 円	137,200 円
	中学卒	121,600 円	124,678 円	129,200 円
消防職	大学卒	197,200 円	—	—
	高校卒	158,100 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（20年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	274,900 円	313,900 円	352,000 円
	高校卒	—	283,000 円	323,600 円
技能労務職	高校卒	—	266,700 円	—
	中学卒	—	—	—
消防職	大学卒	—	—	—
	高校卒	263,300 円	294,000 円	343,000 円

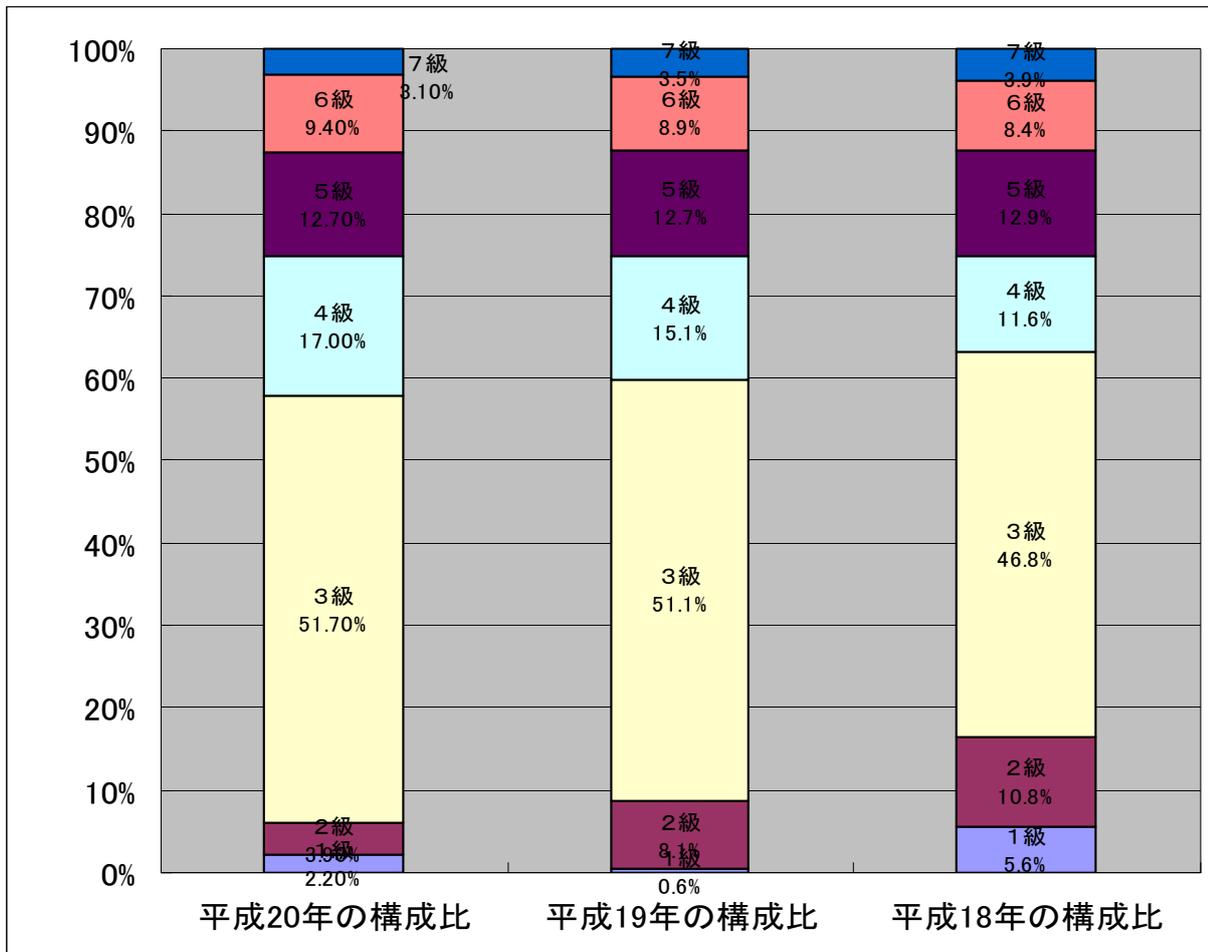
※ 当該経験年数職員数が3名以下の場合には、近似の階層を含めた以下の平均値で掲載しております。
 一般行政職：大学卒10年は、9～11年の職員、大学卒15年は、14～16年の職員
 消防職：高校卒10年は、9～11年の職員

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事，主事補	10 人	2.2%
2 級	主事	18 人	3.9%
3 級	係長，主幹	237 人	51.7%
4 級	主査	78 人	17.0%
5 級	課長補佐，施設長	58 人	12.7%
6 級	課長，副参事	43 人	9.4%
7 級	部長，参事	14 人	3.1%

※ 1 笠間市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
19年度	職員数 (A)	一人
	普通昇給期間 (12~24 月) を短縮して昇給した職員数 (B)	一人
	比率 (B/A)	%
18年度	職員数 (A)	一人
	普通昇給期間 (12~24 月) を短縮して昇給した職員数 (B)	一人
	比率 (B/A)	%

※ 該当者はありません。

4 職員の手当の状況（公営企業職を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

笠間市	茨城県	国
1人あたり平均支給額（19年度） 1,670千円	—	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.70)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

笠間市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～30%加算） ・退職時特別昇給制度 なし			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人あたり 平均支給額	12,064千円	23,812千円			

※1 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種(公営企業職を除く)に係る職員に支給された平均額です。

2 笠間市の定年前早期退職特例措置のうち、20%を超える加算率については、平成16年4月1日から平成21年3月31日までに勸奨退職する職員のうち年齢45歳以上かつ勤続20年以上の職員に適用されます。

(3) 地域手当（20年4月1日現在）

笠間市では支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (20年3月31日現在)

支給実績 (19年度決算)	4,775 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額 (19年度決算)	36,590 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (19年度)	17.3%		
手当の種類 (手当数)	14 種		
「笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づく特殊勤務手当			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理従事手当	納税課, 保険年金課, 高齢福祉課, 下水道課等に勤務する職員	市税等の滞納整理に関する現業に従事するため出張したとき	日額 200 円
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症病原体の付着した物件, もしくは付着の危険がある物件 (家畜等) の処理 (防疫) 作業に従事したとき	日額 200 円
植物防疫作業手当	右記業務に従事した職員	植物防疫作業, またはその指揮監督を行う者が特に身体に危害を受けるおそれのある業務に従事したとき	日額 200 円
社会福祉業務手当	福祉事務所 (社会福祉課) 等に勤務する職員	① 社会福祉法第 15 条第 3 項及び第 4 項に規定する業務 ② 身体障害者福祉法第 9 条第 3 項に規定する業務 ③ 知的障害者福祉法第 9 条第 3 項に規定する業務 ④ 老人福祉法第 6 条に規定する業務など, 調査及び面接相談等の業務に従事するため出張したとき	日額 200 円
精神保健業務手当	保健センター等に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 47 条第 4 項に規定する業務などに従事したとき	日額 200 円
行旅病人, 同死亡人及び変死人処理従事手当	福祉事務所 (社会福祉課) 等に勤務する職員	行旅病人, 同死亡人, または変死人の処理に従事したとき	行旅病人 1 件 500 円 行旅死亡人または変死人 1 件 3,000 円
動物死体処理手当	環境保全課, 生活課に勤務する職員	動物死体の処理に従事したとき	日額 500 円
夜間看護手当	市立病院に勤務する看護師	正規の勤務時間による勤務の一部, または全部として, 深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	1 回につき 4 時間以上 3,300 円 2 時間以上 2,900 円 2 時間未満 2,000 円
医師研究手当	市立病院に勤務する医師	公衆衛生に関する調査研究の業務に従事したとき	月 85 万円以内
放射線取扱手当	市立病院に勤務する放射線技師	エックス線撮影, もしくは透視の (補助) 業務に従事したとき	エックス線撮影, もしくは透視料金の固定点数の 100 分の 3

感染症接触手当	市立病院に勤務する職員	感染症患者の診療, または介助, もしくは感染症病原体の付着した物体の処理作業に従事したとき	日額 50 円
災害防ぎょ手当	消防職員	消火作業, 水防作業, 排水作業及び危険物等の排除作業に従事したとき	1 回 250 円
救急業務手当	消防職員	消防法第 2 条第 9 項の規定による業務に従事したとき	救急救命士 1 回 510 円 その他の救急隊員 1 回 300 円
救助活動手当	消防職員	救助活動に関する基準(昭和 62 年消防庁告示第 3 号)第 2 条の規定による活動に従事したとき	1 回 250 円

※ 特殊勤務手当につきましては, 平成 18 年・20 年のそれぞれ 4 月 1 日に見直しをしております。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (19 年度決算)	140,129 千円
職員 1 人あたり平均支給年額 (19 年度決算)	208 千円
支給実績 (18 年度決算)	157,406 千円
職員 1 人あたり平均支給年額 (18 年度決算)	229 千円

(6) その他の手当 (20 年 3 月 31 日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19 年度決算)	支給職員 1 人あたり平均支給年額 (19 年度決算)
管理職手当	管理, または監督の地位にある職員のうち規則で指定する以下の役職に, 時間外勤務手当制度になじまないようなその職務の特殊性に基づいて支給 ・部長 67,000 円 ・参事 58,000 円 ・課長 42,000 円 ・副参事 42,000 円 ・施設長 24,000 円 など	同じ	—	43,588 千円	544,850 円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合は, そのうち 1 人につき 11,000 円) ※扶養親族である子のうち満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算	同じ	—	110,834 千円	260,174 円

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給 ①23,000 円以下の家賃の場合 {家賃額-12,000 円} ②23,000 円超の家賃の場合 $\frac{\{(家賃額-23,000 円)\div 2+11,000 円}{16,000 円}$が限度 	同じ	—	20,803 千円	177,803 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の場合 新築, または購入から5年を経過していない世帯主である職員に支給 月額 2,500 円 	同じ	—		
通勤手当	<p>通勤距離が片道 2 km 以上あり, 交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電車, バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 55,000 円を上限 ②自動車等, 交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 24,500 円 ③①及び②併用者 月額 55,000 円を上限 	同じ	—	37,383 千円	57,690 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し, やむを得ない事情により配偶者と別居し, 単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>月額 23,000 円+加算額 加算額は, 交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円</p>	同じ	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>・1時間あたりの給料額×135/100</p>	同じ	—	38,982 千円	378,466 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時)に勤務した職員に支給</p> <p>・1時間あたりの給料額×25/100</p>	同じ	—	10,278 千円	99,786 円
宿日直手当	<p>宿直又は日直勤務をした職員に支給</p> <p>1回あたり 4,200 円 (勤務時間 5 時間未満 2,100 円)</p>	同じ	—	3,062 千円	7,432 円
管理職特別勤務手当	<p>管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>1 勤務あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長, 参事 8,000 円 ・課長, 副参事 6,000 円 ・施設長 4,000 円 	同じ	—	353 千円	13,577 円

※ 管理職手当については,19年度まで役職別の率により支給していましたが,20年4月からは役職別基準額で支給しております。ただし,当該額が基準額に達しない場合は,経過措置として 22年度まで一定率(25%)で減額支給し 22年4月からは基準額となります。

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	720,000 ^{注1} （900,000）円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,007,000 円 / 492,500 円	
	副市長	684,000 ^{注1} （720,000）円	817,000 円 / 552,000 円	
	収入役	—	681,000 円 / 530,400 円	
報 酬	議 長	460,000 円	690,000 円 / 330,000 円	
	副 議 長	425,000 円	620,000 円 / 272,300 円	
	議 員	400,000 円	560,000 円 / 247,500 円	
期 末 手 当	市 長 副市長	(19年度支給割合) 3.35 月分 【役職加算(15%)】		
	議 長 副議長 議 員	(19年度支給割合) 3.35 月分 【役職加算(15%)】		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入) 〔550/100(年)〕	(1期の手当額) 19,800,000 円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入) 〔310/100(年)〕	(1期の手当額) 8,928,000 円	(支給時期) 任期ごと
	備 考			

※給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

退職手当の欄（1期の手当額）は、平成20年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤務した場合における退職手当の見込額です。

(注) 1 市長は平成18年7月1日より給料の20%、副市長は平成20年4月1日より給料の5%をそれぞれ減額しております。

6 公営企業職員の状況

○水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成18年度 総費用に占める 職員給与費比率
19年度	千円 1,667,994	千円 181,886	千円 136,198	% 8.2	% 6.9

(注) 職員給与費には、資本勘定支弁職員分を含みます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人あたりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 18	千円 73,724	千円 13,452	千円 30,432	千円 117,608	千円 6,534	千円 6,874

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 給与費は、一般職の職員に係る決算額で、資本勘定支弁職員分を含みます。

3 職員数は、平成20年4月1日現在の一般職の職員数です。(工業用水道会計分職員1名を除いています。)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠間市	43歳4月	354,372円	544,500円
団体平均	45歳5月	374,552円	571,242円

(注) 1 「基本給」とは、給料と扶養手当を合計したものです。

2 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 「団体平均」とは、政令指定都市を除く全国市町村の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笠間市	笠間市(公営企業職を除く職員)
1人あたり平均支給額(19年度) 1,691千円	1人あたり平均支給額(19年度) 1,670千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

笠間市			笠間市（企業職・病院職員を除く職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2%～30% 加算） ・退職時特別昇給制度 なし			・定年前早期退職特例措置（2%～30% 加算）		
1人あたり 平均支給額	—	— 千円	1人あたり 平均支給額	12,064 千円	23,812 千円

- （注）1 退職手当の1人あたり平均支給額とは、前年度に退職した企業職に係る職員に支給された平均額となりますが、今回は対象者が少数のため掲載は省略させていただきます。
- 2 笠間市の定年前早期退職特例措置のうち、20%を超える加算率については、平成16年4月1日から平成21年3月31日までに勸奨退職する職員のうち年齢45歳以上かつ勤続20年以上の職員に適用されます。

ウ 地域手当（20年4月1日現在）

笠間市では支給していません。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）				400 円
支給職員1人あたり平均支給年額（19年度決算）				22 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）				5.6%
手当の種類（手当数）				1 種
1 「笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づく特殊勤務手当（企業職員のみ）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する 支給単価
滞納整理従事手当	水道課に勤務する職員	市税等の滞納整理に関する現業に従事するため出張したとき		日額 200 円

※特殊勤務手当につきましては、平成18年・20年のそれぞれ4月1日に見直しをしております。

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	2,654 千円
職員1人あたり平均支給年額（19年度決算）	147 千円
支給実績（18年度決算）	5,065 千円
職員1人あたり平均支給年額（18年度決算）	281 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当も含まれています。

カ その他の手当（20年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人あたり平均支給年額（19年度決算）
管理職手当	管理、または監督の地位にある職員のうち規則で指定する以下の役職に、時間外勤務手当制度になじまないようなその職務の特殊性に基づいて支給 ・部長 67,000 円 ・参事 58,000 円 ・課長 42,000 円 ・副参事 42,000 円 ・施設長 24,000 円 など	同じ	—	526 千円	526,200 円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 （配偶者がいない場合は、そのうち1人につき 11,000 円） ※扶養親族である子のうち満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1人につき 5,000 円を加算	同じ	—	2,624 千円	262,400 円
住居手当	・借家の場合 月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給 ①23,000 円以下の家賃の場合 {家賃額-12,000 円} ②23,000 円超の家賃の場合 $\frac{\{(家賃額-23,000 円)\div 2+11,000 円}{16,000 円}$ が限度	同じ	—	372 千円	186,000 円
	・自宅の場合 新築、または購入から 5 年を経過していない世帯主である職員に支給 月額 2,500 円	同じ	—		
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上あり、交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給 ①電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 55,000 円を上限 ②自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 24,500 円 ③①及び②併用者 月額 55,000 円を上限	同じ	—	883 千円	51,941 円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、 やむを得ない事情により配偶者と別居し、 単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000 円+加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時)に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給料額×25/100	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回あたり 4,200 円 (勤務時間5時間未満 2,100 円)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 1勤務あたり ・部長, 参事 8,000 円 ・課長, 副参事 6,000 円 ・施設長 4,000 円	同じ	—	— 千円	— 円

○病院事業

① 職員給与費の状況
ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成18年度 総費用に占める 職員給与費比率
19年度	千円 445,340	千円 △14,040	千円 172,772	% 38.8	% 37.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人あたりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 26	千円 91,890	千円 26,865	千円 36,558	千円 155,313	千円 5,974	千円 6,947

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の職員数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠間市	40歳7月	317,692円	497,798円
団体平均	40歳0月	332,890円	574,223円

- (注) 1 「基本給」とは、給料と扶養手当を合計したものです。
2 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 「団体平均」とは、政令指定都市を除く全国市町村の平均です。

③ 職員の手当の状況
ア 期末手当・勤勉手当

笠間市		笠間市(公営企業職を除く職員)	
1人あたり平均支給額(19年度) 1,406千円		1人あたり平均支給額(19年度) 1,670千円	
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.5月分	3.0月分	1.5月分
(1.6)月分	(0.70)月分	(1.6)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

笠間市			笠間市（企業職・病院職員を除く職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置（2%～30% 加算） ・退職時特別昇給制度 なし 			<ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置（2%～30% 加算） 		
1人あたり 平均支給額	—	— 千円	1人あたり 平均支給額	12,064 千円	23,812 千円

- (注) 1 退職手当の1人あたり平均支給額とは、前年度に退職した企業職に係る職員に支給された平均額となりますが、今回は対象者が少数のため掲載は省略させていただきます。
- 2 笠間市の定年前早期退職特例措置のうち、20%を超える加算率については、平成16年4月1日から平成21年3月31日までに勸奨退職する職員のうち年齢45歳以上かつ勤続20年以上の職員に適用されます。

ウ 地域手当（20年4月1日現在）

笠間市では支給していません。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	8,480 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額（19年度決算）	446 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	73.1%		
手当の種類（手当数）	3 種		
1 「笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づく特殊勤務手当（企業職員のみ）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
夜間看護手当	看護師・准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	勤務1回につき3,300円を超えない範囲内において規則で定める額
医師研究手当	医師	公衆衛生に関する調査研究の業務に従事したとき	1月85万円を越えない範囲内で別に定める額
放射線取扱手当	放射線技師	エックス線撮影若しくは透視の業務に従事したとき及びこれらの補助業務に従事したとき	点数表に定めるエックス線撮影若しくは透視の料金の固定点数の100分の3

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	4,135 千円
職員1人あたり平均支給年額（19年度決算）	180 千円
支給実績（18年度決算）	3,896 千円
職員1人あたり平均支給年額（18年度決算）	169 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当も含まれています。

カ その他の手当（20年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (19年度決算)
管理職手当	管理、または監督の地位にある職員のうち規則で指定する以下の役職に、時間外勤務手当制度になじまないようなその職務の特殊性に基づいて支給 ・院長 100,000円 ・事務局長 42,000円 ・看護師長 24,000円	同じ	—	1,732千円	577,333円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人につき11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	1,662千円	237,429円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 ①23,000円以下の家賃の場合 {家賃額-12,000円} ②23,000円超の家賃の場合 $\frac{\{(家賃額-23,000円)\}}{2}+11,000円$ 16,000円が限度	同じ	—	356千円	118,667円
	・自宅の場合 新築、または購入から5年を経過していない世帯主である職員に支給 月額2,500円	同じ	—		
通勤手当	通勤距離が片道2km以上あり、交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給 ①電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額55,000円を上限 ②自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額2,000円～24,500円 ③①及び②併用者 月額55,000円を上限	同じ	—	550千円	36,667円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000 円＋加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ～ 45,000 円	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時）に勤務した職員に支給 ・ 1 時間あたりの給料額×25/100	同じ	—	1,862 千円	124,133 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1 回あたり 職員 5,700 円 医師 20,000 円	異なる	単価	7,800 千円	3,900,000 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 1 勤務あたり ・ 部長、参事 8,000 円 ・ 課長、副参事 6,000 円 ・ 施設長 4,000 円	同じ	—	— 千円	— 円

7 職員数の状況（公営企業職を含む）

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

単位：人

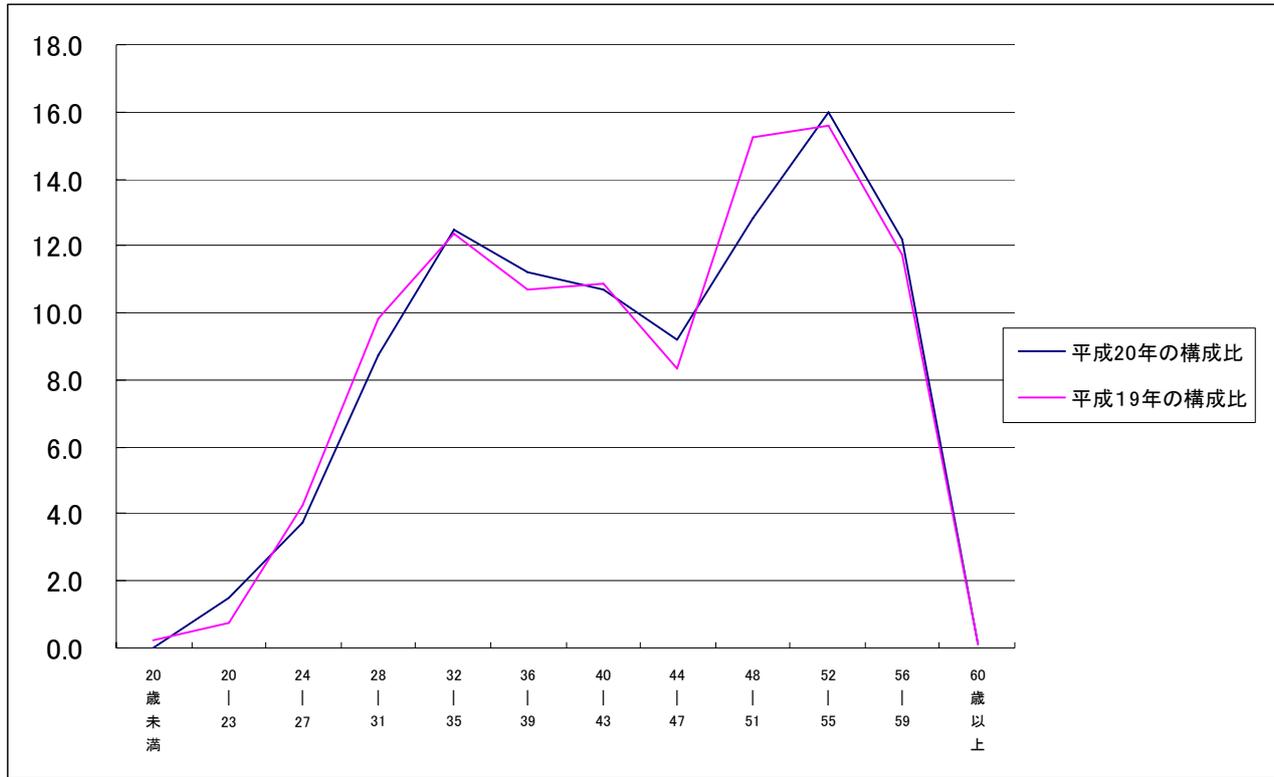
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	6	7	1	
	総務	147	140	△7	
	税務	39	38	△1	
	労働	—	—	—	
	農林水産	39	38	△1	
	商工	16	18	2	
	土木	70	70	0	
	民生	96	91	△5	
	衛生	53	49	△4	
		（一般行政）計	466	451	△15
	注1 教育	114	112	△2	
	消防	127	129	2	
	小計	707	692	△15	<参考> 人口1,000人あたりの職員数8.52人 （類似団体人口1,000人あたりの職員数8.22人）
公営企業等会計部門	病院	26	26	0	
	水道	19	19	0	
	交通	—	—	—	
	下水道	23	23	0	
	その他	27	32	5	
	小計	95	100	5	
合計		802 [868]	792 [868]	△10 [0]	<参考> 人口1,000人あたりの職員数9.76人

※1 職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者や派遣職員などを含み、臨時職員又は非常勤職員を除いております。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

（注）1 「教育」の職員数は教育長1名を含んでおります。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	12人	30人	70人	100人	90人	86人	74人	103人	128人	98人	1人	792人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
848人	780人	68人	8.0%

※ 平成17年4月1日職員数は、笠間市及び友部町の教育長各1名の合計2名を除いております。

(参考) 笠間市行財政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	▲68人・▲8.0%

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	参考
一般行政	職員数	人 466	人 475	人 466	人 451	人 -	人 -		
	増減	人 -	人 9	人 △9	人 △15	人 -	人 -	-	
教育	職員数	人 136	人 124	人 113	人 111	人 -	人 -		
	増減	人 -	人 △12	人 △11	人 △2	人 -	人 -	-	
消防	職員数	人 128	人 132	人 127	人 129	人 -	人 -		
	増減	人 -	人 4	人 △5	人 2	人 -	人 -	-	
公営企業 等 会計	職員数	人 118	人 96	人 95	人 100	人 -	人 -		
	増減	人 -	人 △22	人 △1	人 5	人 -	人 -	-	
計	職員数	人 848	人 827	人 801	人 791	人 -	人 780		
	増減	人 -	人 △21	人 △26	人 △10	人 -	人 -	▲68人 (100.0%)	

(注) 1 計画期間は、17年度～22年度の5年間です。

2 計画は部門別に策定していないため、全部門の合計の数値となっております。

3 増減は、対前年比の職員増減数を計上しております。

8 勤務成績の評定の状況

笠間市の人事評価は、平成19年4月より全ての職員を対象に実施し、評価は、担当職務の達成度を判断する「実績」、日常の職務遂行を通じて発揮された「能力」、日常の職務に対する意欲などをみる「態度」の3つの評価項目からなり、5段階絶対評価によって判断します。

この3つの評価項目には、職種や職位に応じて評価要素ごとの基本的なポイントや期待し求められる行動例を定めました。これは、評価者にとっては、より分析的かつ多面的で被評価者の職責に応じてバラツキの抑えた評価が行えるように、また被評価者にとっては努力目標として活用できるようにとの趣旨で設定しました。

評価者は、これらの基準により、被評価者との間で相談の上決定される職務内容シートの達成状況から実績評価を、また日常の勤務状況などの評価を行います。

また、この制度は、職員を評価し処遇に反映するだけにとどまらず、結果をフィードバックすることにより職員の能力向上を図り、人材育成・活用を推進する「人材育成型の人事評価制度」として構築がなされています。

このフィードバックの方法として「中間フォロー面談」「評価育成面談」を実施します。「中間フォロー面談」は、年度途中での進捗状況の把握、加えて着眼点を踏まえた役割遂行が行われるよう、対策・立案・検討・指導を随時実施します。「評価育成面談」は年度を通じての実績の確認さらに適切な助言や指導により部下の能力開発や育成を促進させるため毎年2月から3月の間に実施しています。